

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>7-1 この措置法第7条関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 金融機関 外国為替及び外国貿易法第21条第3項の規定により特別国際金融取引勘定を設けることについて<u>財務大臣</u>の承認を受けた金融機関をいう。</p> <p>(6)・(7) (省略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>7-1 この措置法第7条関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 金融機関 外国為替及び外国貿易法第21条第3項の規定により特別国際金融取引勘定を設けることについて<u>大蔵大臣</u>の承認を受けた金融機関をいう。</p> <p>(6)・(7) (省略)</p>

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(財形給付金等の所得区分及び収入すべき時期)</p> <p>29の3-2 勤労者が、財形給付金契約等に基づき一時金として支払を受ける財形給付金等に係る所得の所得区分及びその所得の総収入金額又は収入金額の収入すべき時期は、それぞれ次の表のとおりであるから留意する。</p> <p>【財形給付金等の所得区分及び収入すべき時期一覧表(省略)】</p> <p>(注) 1・2 (省略)</p> <p>3 事業主又は基金が同一の勤労者に関し2以上の財形給付金契約等を締結している場合には、<u>厚生労働大臣</u>の承認の取消しが行われたこと等により当該契約等が解除されるときを除き、その締結しているすべての財形給付金契約等が解除されることになっている。</p> <p>4 (省略)</p>	<p>(財形給付金等の所得区分及び収入すべき時期)</p> <p>29の3-2 勤労者が、財形給付金契約等に基づき一時金として支払を受ける財形給付金等に係る所得の所得区分及びその所得の総収入金額又は収入金額の収入すべき時期は、それぞれ次の表のとおりであるから留意する。</p> <p>【財形給付金等の所得区分及び収入すべき時期一覧表(省略)】</p> <p>(注) 1・2 (省略)</p> <p>3 事業主又は基金が同一の勤労者に関し2以上の財形給付金契約等を締結している場合には、<u>労働大臣</u>の承認の取消しが行われたこと等により当該契約等が解除されるときを除き、その締結しているすべての財形給付金契約等が解除されることになっている。</p> <p>4 (省略)</p>